

埼玉県地域福祉支援計画について

福祉政策課

1 趣旨

社会福祉法第108条に基づき、市町村が住民や地域の団体等と連携して進める地域福祉活動を県として支援するため、「埼玉県高齢者支援計画」「埼玉県障害者支援計画」などの個別計画と連携・整合を図りながら、各計画に共通する横断的事項について定めた計画です。

2 計画期間

第4期計画（現行） 平成27年度～29年度（3年）

第5期計画（次期） 平成30年度～32年度（3年）

3 現行計画の主な内容

- 地域のケアシステムと福祉力を統合する基盤づくり
 - ▶ 地域包括ケアシステムの考え方を応用した支援機能の拡充と地域の福祉力との統合
- 孤立を防ぎ、見守り、支え合う地域づくり
 - ▶ 地域福祉の場・拠点づくりの促進
- 地域福祉を支える担い手づくり
 - ▶ NPO・ボランティア団体、自治会等の地域活動への支援
- 福祉サービスを適切に利用できる環境づくり
 - ▶ 生活困窮者対策の推進
 - ▶ 誰にも優しいまちづくりの促進
 - ・福祉のまちづくり条例やバリアフリー条例による生活関連施設の整備促進
 - ・障害者用駐車場マナーアップキャンペーンなどを通じた普及啓発
 - ・鉄道駅のエレベーターやスロープ、多機能トイレなどの設置促進
 - ・駅ホームからの転落防止のためのホームドアの整備促進

4 計画の推進体制

- 計画の進捗管理
 - 埼玉県地域福祉推進委員会（13名） H28年度は2回開催（7月、12月）
- 計画（第5期）の策定作業
 - 埼玉県地域福祉推進委員会作業部会（7名） H28年度は2回開催予定（1月、3月）

5 第5期計画策定スケジュール（予定）

社会福祉法の改正内容を勘案しながら策定

平成29年1月～	作業部会、推進委員会、市町村意見交換会開催など
平成29年11月頃	社会福祉審議会
平成30年1月頃	県民コメント
平成30年3月	策定

埼玉県障害者支援計画について

障害者福祉推進課

1 趣旨

障害者基本法第11条第2項に基づく「障害者計画」と障害者総合支援法第89条第1項に基づく「障害福祉計画」を一体化した計画で、県の障害者施策推進の基本的方向や達成すべき障害者福祉サービスの目標を明らかにし、障害者施策の総合的な推進を図るものです。

2 計画期間

第4期計画（現行） 平成27年度～29年度（3年）

第5期計画（次期） 平成30年度～32年度（3年）

3 現行計画の主な内容

- 理解を深め、権利を護る
 - 相互理解の強化、差別解消の推進、権利擁護の取組の充実
- 地域生活を充実する
 - 地域生活支援体制の充実、日中活動の場の確保、住まいの場の確保、コミュニケーションの支援、社会参加の支援
- 就労を進める
 - 就労に向けた支援、職業訓練の充実
- 共に育ち、共に学ぶ教育を充実する
 - 障害のある児童生徒の教育の充実、自立できる力の強化
- 安心・安全な環境をつくる
 - 療育体制の充実、保健・医療サービスの充実、安全な暮らしの確保
 - 福祉のまちづくりの推進
 - ・ まちづくりの総合的推進、公共施設などの整備、道路環境の整備、公共交通機関の整備

4 計画の策定・推進体制

- 埼玉県障害者施策推進協議会（20名）28年度は3回開催（6月、1月、2月）
- ワーキングチーム（19名）28年度は3チーム設置、延べ11回開催

5 策定スケジュール（予定）

平成29年4月～	障害者施策推進協議会（年4回、ワーキングチーム年4回）
平成29年6～8月頃	障害者団体ヒアリング、アンケート
平成30年1月頃	県民コメント
平成30年3月	策定